

(公印省略)

地共大支第 631 号
平成27年10月21日

各所属所長 殿

地方職員共済組合大分県支部長

標準報酬育児休業等終了時改定及び標準報酬産前産後休業
終了時改定について（通知）

平成27年10月から標準報酬制が導入されましたが、育児休業等又は産前産後休業を終了した組合員の標準報酬月額改定には組合員の申し出が必要となります。
つきましては、下記のとおり取扱いますので、事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

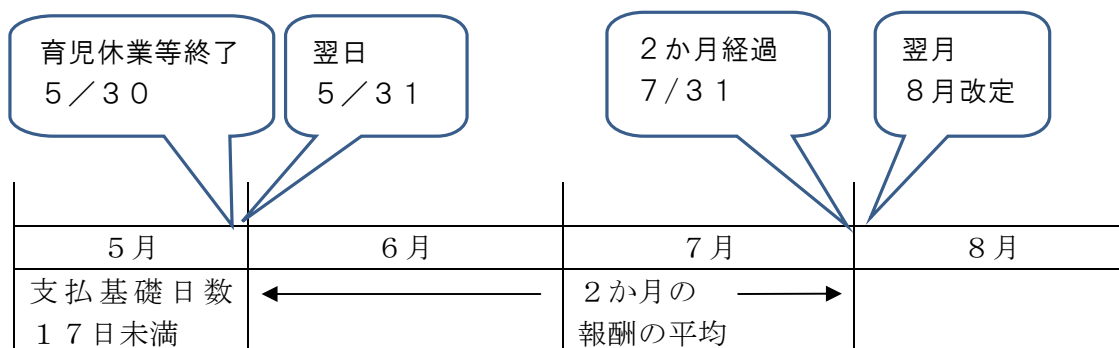
記

1 標準報酬育児休業等終了時改定

(1) 標準報酬育児休業等終了時改定の内容

育児休業等終了日に当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、組合に申し出をしたときは、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、育児休業等終了日の翌日から2月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬を改定します。

【参考】



※ 支払基礎日数が17日以上の方が1月でもあれば改定可能です。
(支払基礎日数が17日未満の月は除きます。)

(2) 標準報酬育児休業等終了時改定の対象者

育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額により算定した標準報酬月額と育児休業等終了日の翌日から2月を経過した日の属する月に適用されている標準報酬月額とを比較して1等級以上差があり、かつ、育児休業等終了日に当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合で、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」を提出された組合員が対象となります。

※ 育児休業等終了日の翌日に掛金免除の対象となる産前産後休業を開始している場合は対象外です。

※ 育児休業等終了日以後、当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育しない場合は対象外です。

(3) 標準報酬育児休業等終了時改定の提出書類等

①提出書類

「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」

②提出時期

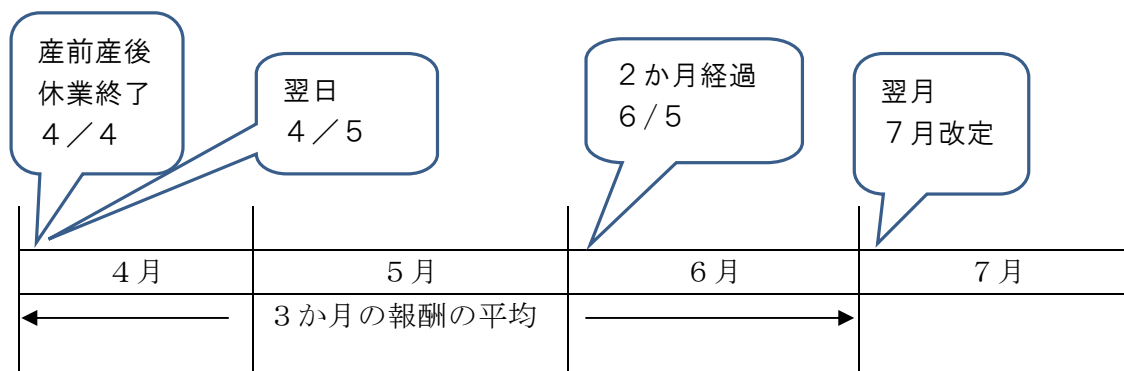
育児休業等終了後、すみやかに提出してください。

2 標準報酬産前産後休業終了時改定

(1) 標準報酬産前産後休業終了時改定の内容

産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申し出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、産前産後休業終了日の翌日から2月を経過した日の属する月の翌月から標準報酬を改定します。

【参考】



※ 支払基礎日数が17日以上の方が1月でもあれば改定可能です。

(支払基礎日数が17日未満の月は除きます。)

(2) 標準報酬産前産後休業終了時改定の対象者

産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額により算定した標準報酬月額と産前産後休業終了日の翌日から2月を経過した日の属する月に適用されている標準報酬月額とを比較して1等級以上差があり、かつ、産前産後休業終了日に当該産前産後休業に係る子を養育する場合で、「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」を提出された組合員が対象となります。

※ 産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している場合は対象外です。

※ 産前産後休業終了日以後、当該産前産後休業に係る子を養育しない場合は対象外です。

(3) 標準報酬産前産後休業終了時改定の提出書類等

①提出書類

「標準報酬産前産後休業終了時改定申出書」

②提出時期

産前産後休業終了後、すみやかに提出してください。

地方職員共済組合大分県支部
給付年金班 伊藤
TEL 097-506-2334